

保発1215第22号  
平成26年12月15日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき  
厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件の適用について

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第472号。以下「本告示」という。）については、本日告示され、平成27年1月1日から適用するところである。改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に当たっては、十分に留意されたい。

記

第1 改正の趣旨

平成21年1月より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対する救済及び紛争の早期解決を図るとともに、事故原因の分析を通じて産科医療の質の向上を図ることを目的とした産科医療補償制度が実施されているが、当該制度の掛金については、出産育児一時金又は家族出産育児一時金において加算して支給している。

今般、産科医療補償制度において、補償対象の審査基準が見直されることに伴い、当該基準を定める健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）第86条の2第2号に基づき厚生労働大臣が定めるものについて、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

本告示の二において、健保則第86条の2第2号に基づき厚生労働大臣の定め

るものに該当するものを、次のとおり改正すること。

[本告示]

二 胎児に低酸素状態が生じたものであって、かつ、次に掲げるもののいずれかであること

イ 分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの

ロ 出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの

ハ 生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの

なお、本告示の二に定める「低酸素状態」とは、常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子癇、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こったものをいい、イの「異常」とは、次のいずれかの所見が認められるものをいうこと。

- ・突発性で持続する徐脈
- ・子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
- ・子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈
- ・心拍数基線細変動の消失
- ・心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈
- ・サイナソイダルパターン

### 第3 適用期日

平成27年1月1日から適用すること。

## ＜産科補償医療制度の補償対象の審査基準の見直し内容＞

	現行	改正後 (下線部分が現行からの見直し内容)	健保則等 での対応
一般審査基準	在胎週数 33 週以上かつ出生体重 2,000 グラム以上	在胎週数 <u>32 週</u> 以上かつ出生体重 <u>1,400 グラム</u> 以上	健保則第 86 条の 2 第 1 号
個別審査基準	在胎週数が 28 週以上であり、かつ、次の①又は②に該当すること	在胎週数が 28 週以上であり、かつ、次の①又は②に該当すること	健保則第 86 条の 2 第 1 号
	① 低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合(pH 値が 7.1 未満) ② 胎児心拍数モニターにおいて特に異常のなかった症例で、通常、前兆となるような低酸素状況が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次のイからハまでのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合 イ 突発性で持続する徐脈 ロ 子宮収縮の 50%以上に出現する遅発一過性徐脈 ハ 子宮収縮の 50%以上に出現する変動一過性徐脈	① 低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合(pH 値が 7.1 未満) ② 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子癇、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイからチまでのいずれかの所見が認められる場合 イ 突発性で持続する徐脈 ロ 子宮収縮の 50%以上に出現する遅発一過性徐脈 ハ 子宮収縮の 50%以上に出現する変動一過性徐脈 ニ 心拍数基線細変動の消失 ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈 ヘ サイナソイダルパターン ト アプガースコア1分値が3点以下 チ 生後1時間以内の児の血液ガス分析値(pH 値が 7.0 未満)	本告示第 1 号 本告示第 2 号

○厚生労働省告示第四百七十二号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成二十年厚生労働省告示第五百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号を次のように改める。

- 二 胎児に低酸素状態が生じたものであつて、かつ、次に掲げるもののいずれかであること
  - イ 分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの
  - ロ 出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの
  - ハ 生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの

新旧対照条文

◎ 健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成二十年厚生労働省告示第五百四十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 胎児に低酸素状態が生じたものであって、かつ、次に掲げるもののいずれかであること</p> <p>イ 分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの</p> <p>ロ 出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの</p> <p>ハ 生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの</p>	<p>健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 分娩監視装置が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの</p>